

申請にあたっての注意事項

■ 注意事項

- (1) 申請にあたって、必ず「対象者の要件」を満たしていること、「対象者とならない要件」に該当しないことを確認してください。

【対象者の要件】

次の2点のいずれにも該当する**経済的に困窮する正規学生**

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響により**アルバイト収入または生計維持者からの支援額等が減少している学生**
- ・**2020年度前期**に本学の授業料免除又は日本学生支援機構第一種奨学金のいずれかの対象者となっている学生

【対象者とならない要件】

- ・2020年4月以降に日本学生支援機構給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）に採用された学生
- ・月額48,000円（年額576,000円）以上の給付奨学金に採用されている学生
- ・独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に採用されている学生
- ・ファイナルネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム履修生
- ・サステイナブルソサイエティグローバル人材養成プログラム履修生
- ・アドバンスド・リサーチ・アシスタントに採用されている学生
- ・国費外国人留学生
- ・社会人学生
- ・本制度に申請時点で休学中の学生
- ・2020年度に学内規則等に規定する懲戒の処分を受けた学生

- (2) 申請フォームのアクセスを**信州大学のアカウント (@shinshu-u.ac.jp)**に限定しています。信州大学のアカウントにログインしたうえで、フォームにアクセスしてください。
- (3) 2ページ～「**【日本人学生用】申請フォーム 入力内容**」を掲載していますので、入力を行う前に**回答を作成したうえで入力を行ってください**。
- (4) 採用者には、**3万円を授業料の引き落とし口座に振込みます**。本制度の振込みを授業料引き落とし口座以外とすることはできません。
- (5) 不明な点がある場合は「**申請にあたっての Q&A**」を確認してください。それでも解決しない場合は、**問い合わせフォーム**から問い合わせてください。

【日本人学生用】申請フォーム 入力内容

質問1：学籍番号

質問2：氏名

質問3：対象となる学生について

以下に該当することを確認してください。

次の2点のいずれにも該当する経済的に困窮する正規学生

- ・新型コロナウイルス感染症拡大の影響によりアルバイト収入または生計維持者からの支援額等が減少している学生
- ・2020年度前期に本学の授業料免除又は日本学生支援機構第一種奨学金のいずれかの対象者となっている学生

質問4：対象とならない学生について

以下のすべてに該当しないことを確認してください。一つでも該当する方は本制度の対象外となります。

- (1) 2020年4月以降に日本学生支援機構給付奨学金（高等教育の修学支援新制度）に採用された学生
- (2) 月額48,000円（年額576,000円）以上の給付奨学金に採用されている学生
- (3) 独立行政法人日本学術振興会の特別研究員に採用されている学生
- (4) ファイナルネッサンスを先導するグローバルリーダーの養成プログラム履修生
- (5) サステイナブルソサイエティグローバル人材養成プログラム履修生
- (6) アドバンスド・リサーチ・アシスタントに採用されている学生
- (7) 国費外国人留学生
- (8) 社会人学生
- (9) 本制度に申請時点で休学中の学生
- (10) 2020年度に学内規則等に規定する懲戒の処分を受けた学生

質問5：通学形態

- 0 自宅外通学
- 1 自宅通学

質問6：2020年4月～9月の給付奨学金の受給額（単位：万円、1万円未満切り捨て）

2020年4月～9月に国や民間育英団体等から給付奨学金を受給していた場合は、その受給額を入力してください。

※受給していない場合は「0」と入力してください。

※給付奨学金を複数受給していた場合は合計額を入力してください。

※単位は「万円」とし、1万円未満は切り捨ててください。

例) 2020年4月～9月に月額32,000円の給付奨学金を受給した場合： $32,000 \times 6 = 192,000$ ⇒ 「19」と入力してください。

※ここに「29」以上の数値を入力した場合は「質問3：対象とならない学生について (2)」に該当する者とみなし、対象外とします。

質問7：アルバイト収入

2020年4月～9月のアルバイト収入について、2019年4月～9月のアルバイト収入と比較したときに減少していますか。

※2020年4月入学の学部1年生に限り、2019年にアルバイトをしていなかった場合であっても、2020年にアルバイトを行う予定ができなかった又は予定より減収した場合は、減収したとみなすことを認めます。(2020年4月入学の学部1年生以外が、2019年4～9月に病気や実習等やむを得ない理由によりアルバイトができなかった場合も同様の取扱いを認めます。個々の事情がやむを得ない理由に該当するかは、問い合わせフォームから相談してください。)

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響だけでなく複合的な理由で減少している場合は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が最も大きな理由である場合に「1」を選択してください。

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少している
- 2 減少しているが、それは新型コロナウイルス感染症拡大の影響ではない
- 3 変わらない、もしくは増加している

質問8：2019年4月～9月のアルバイト収入 (単位：万円、1万円未満切り捨て)

2019年4月～9月のアルバイト収入額(6ヶ月の合計額)を入力してください。

※2020年4月入学の学部1年生に限り、2019年にアルバイトをしていなかった場合であっても、2020年にアルバイトを行う予定ができなかった又は予定より減収した場合は、2020年4月～9月に予定していたアルバイト収入額を入力してください。ただし、金額が過大になりますように注意してください。(2020年4月入学の学部1年生以外が、2019年4～9月に病気や実習等やむを得ない理由によりアルバイトができなかった場合も同様に入力してください。)

※2020年4月入学の学部1年生及び2019年4～9月に病気や実習等やむを得ない理由によりアルバイトができなかった学生以外は、2019年にアルバイトをしていなかった場合は「0」と入力してください。

※単位は「万円」とし、1万円未満は切り捨ててください。

例) アルバイト収入額が346,000円の場合：「34」と入力してください。

質問9：2020年4月～9月のアルバイト収入額 (単位：万円、1万円未満切り捨て)

2020年4月～9月のアルバイト収入額(6ヶ月の合計額)を入力してください。

※単位は「万円」とし、1万円未満は切り捨ててください。

例) アルバイト収入額が346,000円の場合：「34」と入力してください。

質問10：生計維持者(父母等)からの支援額

2020年4月～9月の生計維持者からの支援額について、2019年4月～9月の生計維持者から支援額と比較したときに減少していますか。

※生計維持者からの支援額には、仕送りのほか、授業料、家賃、アパートの光熱水費、スマホ代など保護者が負担しているものすべてを含めてください。

※2020年4月入学の1年生は2020年4月～9月に当初予定していた生計維持者からの支援額と実際の支援額を比較してください。

※新型コロナウイルス感染症拡大の影響だけでなく複合的な理由で減少している場合は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響が最も大きな理由である場合に「1」を選択してください。

- 1 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減少している
- 2 減少しているが、それは新型コロナウイルス感染症拡大の影響ではない
- 3 変わらない、もしくは増加している

質問 11：2019年4月～9月の生計維持者（父母等）からの支援額（単位：万円、1万円未満切り捨て）

2019年4月～9月に生計維持者から支援を受けていた場合は、その支援額（6ヶ月の合計額）を入力してください。

※仕送りのほか、授業料、家賃、アパートの光熱水費、スマホ代などを保護者が負担しているものはすべて支援額に含めてください。

※2020年4月入学の1年生は2020年4月～9月に当初予定していた生計維持者からの支援額を入力してください。

※単位は「万円」とし、1万円未満は切り捨ててください。

例) 月 80,000 円の仕送り、授業料半額 133,950 円、スマホ代 9,000 円を負担してもらっていた場合：
 $80,000 \times 6 + 133,950 + 9,000 \times 6 = 667,950$ ⇒ 「66」と入力してください。

質問 12：2020年4月～9月の生計維持者（父母等）からの支援額（単位：万円、1万円未満切り捨て）

2020年4月～9月に生計維持者から支援を受けていた場合は、その支援額（6ヶ月の合計額）を入力してください。

※仕送りのほか、授業料、家賃、アパートの光熱水費、スマホ代などを保護者が負担しているものはすべて支援額に含めてください。

※単位は「万円」とし、1万円未満は切り捨ててください。

例) 月 80,000 円の仕送り、授業料半額 133,950 円、スマホ代 9,000 円を負担してもらっていた場合：
 $80,000 \times 6 + 133,950 + 9,000 \times 6 = 667,950$ ⇒ 「66」と入力してください。

質問 13：2019年の生計維持者①の所得（単位：万円、1万円未満切り捨て）

2019年1月～2019年12月の生計維持者①（原則父母のどちらか）の所得額を入力してください。

※令和2年度（平成31年分）所得証明書、令和2年度住民税決定通知書等に記載された合計所得金額（総所得金額）を入力してください。（給与収入しかない場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を入力しても構いません。）

※単位は「万円」とし、1万円未満は切り捨ててください。

例) 所得額が 2,356,245 円の場合：「235」と入力してください。

質問 14：2019年の生計維持者②の所得（単位：万円、1万円未満切り捨て）

2019年1月～2019年12月の生計維持者②（原則父母のどちらか）の所得額を入力してください。

※母子・父子世帯の場合は生計維持者①のみ入力し、本項目は「0」と入力してください。

※令和2年度（平成31年分）所得証明書、令和2年度住民税決定通知書等に記載された合計所得金額（総所得金額）を入力してください。（給与収入しかない場合は源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を入力しても構いません。）

※単位は「万円」とし、1万円未満は切り捨ててください。

例) 所得額が 2,356,245 円の場合：「235」と入力してください。

質問 15：2020 年の生計維持者①の所得見込額

2020 年 1 月～2020 年 12 月の生計維持者①（原則父母のどちらか）の所得見込額について回答してください。

- 1 2019 年の 0%～10%未満となる見込み
- 2 2019 年の 10%以上～20 未満%となる見込み
- 3 2019 年の 20%以上～30 未満%となる見込み
- 4 2019 年の 30%以上～40 未満%となる見込み
- 5 2019 年の 40%以上～50 未満%となる見込み
- 6 2019 年の 50%以上～60 未満%となる見込み
- 7 2019 年の 60%以上～70 未満%となる見込み
- 8 2019 年の 70%以上～80 未満%となる見込み
- 9 2019 年の 80%以上～90 未満%となる見込み
- 10 2019 年の 90%以上～100 未満%となる見込み
- 11 変わらない、もしくは増加する見込み

質問 16：2020 年の生計維持者②の所得見込額

2020 年 1 月～2020 年 12 月の生計維持者②（原則父母のどちらか）の所得見込額について回答してください。

（母子・父子世帯の場合は生計維持者①のみ入力し、本項目は「11」を選択してください。）

- 1 2019 年の 0%～10%未満となる見込み
- 2 2019 年の 10%以上～20 未満%となる見込み
- 3 2019 年の 20%以上～30 未満%となる見込み
- 4 2019 年の 30%以上～40 未満%となる見込み
- 5 2019 年の 40%以上～50 未満%となる見込み
- 6 2019 年の 50%以上～60 未満%となる見込み
- 7 2019 年の 60%以上～70 未満%となる見込み
- 8 2019 年の 70%以上～80 未満%となる見込み
- 9 2019 年の 80%以上～90 未満%となる見込み
- 10 2019 年の 90%以上～100 未満%となる見込み
- 11 変わらない、もしくは増加する見込み

質問 17：経済的に困窮している状況について

経済的に困窮している状況について具体的に入力してください。（200 字以内、箇条書き可）

【確認事項】

以下の(1)～(7)を確認して、問題なければ「上記事項に同意します。」を選択してください。

- (1) 送信ボタンを押したのちに、回答内容がメールで送られますので、必ず確認してください。特に奨学金、アルバイト収入、生計維持者からの支援額、生計維持者の所得などは単位が「万円」であることを再度確認してください。
- (2) 回答内容について確認したいことがある場合は、0263-37-から始まる番号から問い合わせますので、電話に出られなかった場合は速やかに折り返し連絡をするようにしてください。翌営業日までに折り返し連絡がなかった場合は、対象外とします。（電話対応可能時間：平日 8:30～17:15）
- (3) 今回の申請においては回答内容についての証拠書類（アルバイトの給与明細や通帳のコピーなど）を求めませんが、回答内容に疑義がある場合は証拠書類の提出を求めます。提出を求めた際は速やかに提出してください。
- (4) 選考結果は 12 月 3 日（木）に大学のメールアドレス（@shinshu-u.ac.jp）にメールでお知らせしますので、必ず確認してください。
- (5) 採用者には 12 月 10 日（木）に授業料引き落とし口座に 3 万円を振込みますので、授業料引き落とし口座が生計維持者の口座である場合には、必ず事前に生計維持者に振込みがある旨を伝えておいてください。なお、本制度の振込みを授業料引き落とし口座以外とすることはできません。

- (6) 授業料引き落としの登録をしていない方は、別途手続きが必要となりますので、12月10日（木）には振り込まれません。手続きについては選考結果メールでお知らせします。
- (7) 3万円支給後においても、今回の回答内容についての証拠書類（アルバイトの給与明細や通帳のコピーなど）の提出を求める場合がありますので、今回の回答内容についての証拠書類は2021年3月までは大事に保管してください。